

若者たちの音楽祭実行委員会配布物協賛広告掲載募集要領

1 趣旨

この要領は、若者たちの音楽祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）の自主財源を確保するための取り組みとして、実行委員会が作成する周知用のチラシや当日のプログラム等の配布物（以下「配布物」という。）への協賛広告（以下「広告」という。）の掲載に関し、必要な事項を定める。

2 協賛の種類及び印刷部数、広告の規格・枠数及び掲載料等

種別	印刷部数	規格（縦×横）・刷色	枠数	掲載料 （1枠当たり）
(1) チラシ	6,000 部 （予定）	最大 55 mm×70 mm・4 色	9 枠	5,000 円
(2) プログラム	500 部 （予定）			

※チラシ、プログラム双方へ同内容の広告を掲載する。合わせて、ポスター（300 部印刷予定）の「協賛」欄に事業者名のみを掲載する。

※広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」）は、若者たちの音楽祭開催当日の実行委員会指定場所へのブース出店ができる。

3 広告の掲載位置

各配布物の実行委員会が指定した位置

4 広告掲載の基準

次に掲げるものは掲載しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に該当するもの法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告および個人の宣伝に係るもの
- (3) 公の秩序または善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (4) 貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）に規定する貸金業に関するもの
- (5) 人権を侵害するおそれがあるもの
- (6) 青少年の健全育成に反するもの
- (7) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (8) 商品先物取引に関するもの
- (9) その他広告として掲載することが適当でないと認められるもの

5 申込書

若者たちの音楽祭実行委員会配布物協賛広告掲載申込書（第 1 号様式）に次に掲げ

る書類を添えて、別に定める申込期日までに実行委員会委員長（以下「委員長」という。）に申し込むものとする。

- (1) 掲載しようとする広告の原稿（案）（JPEG や PNG ファイルを原則とし、解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにすること。上記ファイルによる提出が困難な場合には、実行委員会と協議すること。）
- (2) 会社案内、パンフレット等（事業内容、社歴等が分かるもの）
- (3) その他委員長が別に定めるもの

6 申込期間

委員長が広告募集時において、その都度定める期間

7 広告掲載の決定

- (1) 委員長は、広告掲載の申込みがあったときは、その内容を審査し、当該広告の掲載の諾否を決定するものとする。
- (2) 委員長は、広告掲載の諾否を決定したときは、その結果を若者たちの音楽祭実行委員会配布物協賛広告掲載決定通知書（第2号様式）により、申込者に通知するものとする。
- (3) 申込者数が第2項に定める枠数を超えた場合には、実行委員会で各申込者の希望枠数の調整を行った上で、優先順位は、次の各号の順序とする。この場合において、同順位に複数の申込者がある場合は、抽選により順位を決定する。
 - ① 公益法人及びこれらに類するもの
 - ② 町内に事業所等を有するもの
 - ③ 県内に事業所等を有するもの
 - ④ 前3号に該当しないもの

8 広告掲載料の納付

広告主は、委員長が指定する期日までに、当該広告掲載料を納付しなければならない。

なお、実行委員会は、適格請求書発行事業者ではないため、適格請求書（インボイス）は発行しない。

9 広告掲載料の還付

- (1) 既に納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、実行委員会の都合により広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。
- (2) 前号に際し、広告主は若者たちの音楽祭実行委員会配布物協賛広告掲載料還付請求書（第3号様式）を委員長に提出する。
- (3) 前項ただし書の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。
- (4) 実行委員会は、広告が掲載できなかったことにより生じるいかなる損害についても、広告掲載料の還付以外の責を負わない。

10 広告掲載前の取消し

委員長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主が指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (2) 広告主がこの要領に定める事項に反したとき。
- (3) その他広告掲載が適当でないと認めたとき。

11 広告掲載後の取り消し

委員長は、広告の掲載後に、広告主の原因により、継続して広告を掲載することが不適当と認められたときには、広告の掲載を取りやめるものとし、次の各号に掲げる費用は、当該広告主の負担とする。

- (1) 配付物の作成に関する費用
- (2) 目隠しシールの作成及び貼付に係る費用
- (3) その他実行委員会が必要と認める費用

12 広告主の責任等

- (1) 広告の内容に関する全ての責任は、広告主が負うものとする。
- (2) 広告の原稿等の作成経費は、広告主の負担とする。

13 委任

この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年9月1日から施行する。